参考資料３

○建築基準法の一部改正によるその他変更事項

地方独立行政法人北海道立総合研究機構が業務に関して徴収する料金の上限の定め

１　変更の内容

道総研が実施する構造計算適合性判定に係る手数料については、北海道建設部手数料条例に準じて定められているが、建築基準法の改正に伴い当該条例が改正予定であることから、道総研においても手数料を改定する。

改正後	現　行
５　構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項本文又は第18条第４項本文に規定する構造計算適合性判定をいう。）に関わる手数料　１件につき55万円	５　構造計算適合性判定（建築基準法第６条第５項、第６条の２第３項及び第18条第４項に規定する構造計算適合性判定をいう。）に関わる手数料　１件につき53万円

※道の手数料は、建築基準法改正に伴う制度の変更により、建設部において再度フルコスト計算を実施

※建築基準法を引用している条項についても、今回整理

２　変更の手続

３　根拠法令

【地方独立行政法人法】

（料金）

第23条　地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

【建築基準法の一部改正】

（現　行）

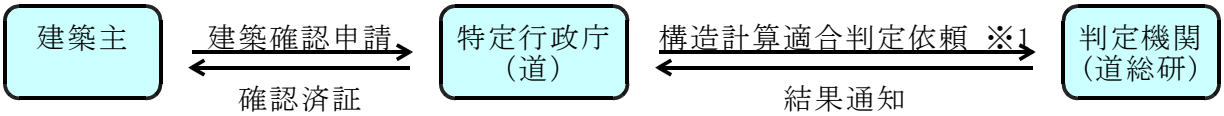

（改正後）

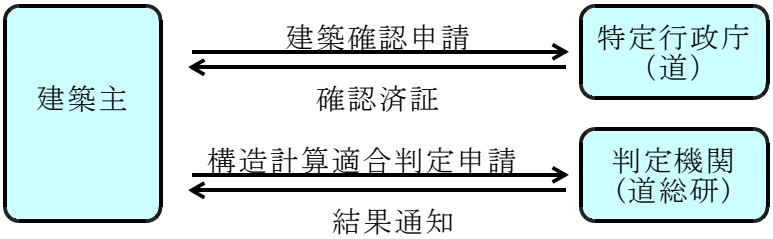

※１：現行では、特定行政庁が、構造計算適合判定を依頼するためのチェック（事務処理）を実施していたが、改正後は、直接申請となり事務処理が増えることとなる。